

2025年1月21日

各位

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
UUUM株式会社  
代表取締役 社長執行役員 梅景 匡之

### 株式等売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社フリークアウト・ホールディングス（以下「フリークアウト・ホールディングス」といいます。）から、2025年1月15日付で、会社法第179条の3第1項及び第2項の規定による株式等売渡請求（以下「本株式等売渡請求」といいます。）の通知を受け、2024年1月15日開催の当社取締役会において本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項及び第2項の規定により公告いたします。

#### 1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所

名称：株式会社フリークアウト・ホールディングス

住所：東京都港区六本木六丁目3番1号

#### 2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

#### 3. 本株式等売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当に関する事項

フリークアウト・ホールディングスは、当社の株主の全員（ただし、当社及びフリークアウト・ホールディングスを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式の全部（以下「本売渡株式」といいます。）の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき532円の金銭を割当交付いたします。

#### 4. 新株予約権売渡請求に関する事項

- ① 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

該当事項はありません。

- ② 新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

フリークアウト・ホールディングスは、当社の新株予約権者の全員（ただし、フリークアウト・ホールディングスを除きます。以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対し、その有する新株予約権の全部（以下「本売渡新株予約権」といいます。）の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡新株予約権1個につき41,760円の金銭を割当交付いたします。

#### 5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）

2025年2月19日

#### 6. その他の本株式等売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価の交付について、当社の本店所在地にて当社が指定した方法、フリークアウト・ホールディングスが指定した場所及び方法又は当社とフリークアウト・ホールディングスで協議の上決定された場所及び方法のいずれかにより、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対する本株式売渡対価及び本新株予約権売渡対価を支払うものとします。

以 上